

南相馬・避難 20 ミリシーベルト基準撤回訴訟支援の会 規約

第1条（名 称）

この会は「南相馬・避難 20 ミリシーベルト基準撤回訴訟支援の会」（略称：20 ミリ撤回訴訟の会）という。

第2条（目 的）

この会は、「南相馬・地点解除訴訟」（以下、南相馬・避難 20 ミリシーベルト基準撤回訴訟、2015年4月17日東京地方裁判所に提訴）を支援し、訴訟の持つ意義への理解を広めることを目的とする。

第3条（事務所）

この会の事務所は、下記の住所に置く。

〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9 FoE Japan 気付

第4条（役 員）

この会に次の役員をおく。

代表世話人
世話人
運営委員
会計
会計監査

2. 役員の任期は就任年の翌々年の3月31日までとする。
3. 役員の任免は、世話人会の合議により決定する。
4. 会設立時の役員は、別紙のとおりとする。

第5条（世話人会）

世話人会は、世話人によって構成される。

2. 会の活動内容について審議し、決定する。世話人会の開催は電子メール及びインターネット電話による会議をもってかえることもできる。
3. 世話人会は重要と判断した事項の審議を行うため、運営委員会を開催することができる。
4. 会の活動報告および会計について年次報告書を作成し、会員に対して報告を行う。

第6条（運営委員・運営委員会）

1. 運営委員は会の運営を行う。
2. 運営委員会は、世話人会が重要と判断した事項の審議を行い、決定する。会の開催は電子メール及びインターネット電話による会議をもってかえることもできる。

第7条（会 員）

本会の目的に賛同し、本会の活動を支えるために、会員を募集する。

2. 会員は、年会費として個人会員3,000円、団体会員5,000円を納付した個人・団体とする。
3. 会員は、世話人会・運営委員会に対して意見を述べることもできる。

第8条（サポーター）

本会の目的に賛同し、本会の活動を支えるために、サポーターを募集する。

2. サポーターは、サポーター費として個人・団体ともに1口につき1,000円を納付した個人・団体とする。

第9条（会 計）

この会は、会費、サポーター費および寄付金等及び販売事業その他の収入によって運営する。そ

の管理については会計が行い、年に1回、会計監査の監査を受ける。会計年度は4月1日から3月31日までとする。

第10条（改正）

この規約は、運営委員会の過半数の同意をもって改正することができる。

第11条（施行日）

この規約は、2015年5月9日より施行する。

（別紙）

世話人代表：坂本建

世話人：青木一政、阪上武、坂本建、島明美、満田夏花、矢野恵理子 他1名

事務局長：満田夏花

運営委員：

青木一政（ちくりん舎）

宇野朗子（福島市から京都府に避難）

金井直子（檜葉町からいわき市に避難）

阪上武（福島老朽原発を考える会）

坂本建（Hsink 避難・支援ネットかながわ）

坂本有希（東京在住）

七戸わこ（東京在住）

島明美（伊達市在住）

菅野美成子（伊達市在住）

長谷川健一（飯館村）

人見やよい（郡山市在住）

満田夏花（FoE Japan）

矢野恵理子（福島ぽかぽかプロジェクト）

その他 1名

会計：七戸わこ

会計監査：

アドバイザー：若干名（適宜依頼）